

○ 税理士による所得税(復興特別所得税)及び個人消費税の無料申告相談のご案内

| 期 間 | 会 場 | 所 在 地 | 時 間 |
|-------------------|-----------------------------|---------------|--|
| 1月29日(木)～1月30日(金) | 三鷹市公会堂さんさん館3階 | 三鷹市野崎1-1-1 | 【受付】 9:30～11:10 13:00～15:30 【相談】 9:30～12:00 13:00～15:55 |
| 2月3日(火)～2月5日(木) | 小金井宮地楽器ホール (小金井市民交流センター) | 小金井市本町6-14-45 | |
| 2月6日(金) | 武蔵野スイングホール 11階 レインボーサロン | 武蔵野市境2-14-1 | |

《対象となる方》

- 1 事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方
2 紹介所得または年金所得、若しくはその両方がある方

《対象とならない方》

- 1 相談内容が複雑な方(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方など)
2 贈与税・相続税に関する相談のある方

《オンラインによる事前申込をお願いします！》

- 令和7年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。
- オンラインによる事前申込みは、令和8年1月9日(金)から可能となります。詳細につきましては、下段のURLをクリックしてください。
- 税務署・会場等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。

《留意事項》

- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など、申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類の写し等をご持参ください。
- 「医療費控除」を受けられる方は、あらかじめ「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場ください。
- 個人消費税の申告相談を希望される方は、消費税率ごとに区分した帳簿等をご持参ください。
- 申告書等の提出のみの場合は、武蔵野税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
【宛先】 〒180-8522 武蔵野市吉祥寺本町3-27-1 武蔵野税務署

《オンラインによる事前申込は、以下のURLをクリックしてください》

https://coubic.com/musashinozei/booking_pages#pageContent